

設計図書に対する質問回答(令和7年1月14日公告分)

事業名		汚泥処理施設包括管理事業
1	質問	(汚泥処理施設包括業務委託) 「第2章業務範囲/2-1受託者の業務範囲/2-1-2業務内容/(1)維持管理業務」に記載されている「⑤受託者は、…作業環境中のダイオキシン分析、…を実施のこと。」について、質問いたします。 作業環境測定は、「汚泥焼却設備(2号炉)において、1年間に2回測定する。」と理解してよろしいでしょうか。(要求水準書10項)
	回答	作業環境中のダイオキシン類の測定回数については、労働安全衛生規則第592条の2において、「6月以内ごとに1回」測定しなければならないと定められています。この定めに従い測定を行ってください。
以下質問はありません。		
業務名		浄化センター・ポンプ場夜間休日等包括業務委託
1	質問	1-3対象施設(11)下水道施設清掃業務 「本委託のおける施設は、二見浄化センター、西岡ポンプ場、江井島ポンプ場」とあります。 番号TP-6下水道施設清掃業務には江井島ポンプ場の記載はないため、江井島ポンプ場は対象外との認識でよろしいでしょうか。 図面NO. TP-2 二見浄化センターほか水処理運転管理業務要求水準書仕様書(頁) 4
	回答	江井島ポンプ場に関して、TP-6下水道施設清掃業務は対象外ですが、TP-2二見浄化センターほか水処理運転管理業務要求水準書に基づいて、受託者の利用等によって汚損した箇所は清掃業務を実施してください。
2	質問	1-4-5 必要な資格 (1)第三種電気主任技術者以上※ 「※に関する技術者の監督官庁への選任は、委託者が行う」となっております。 2-1-2 業務範囲 (5)自家用電気工作物保安管理業務①「～受託者の責任において～経済産業省に提出すること」となっていますが、保安規定届出書、主任技術者選解任等の届出は受託者にて実施する認識でよろしいでしょうか。 図面NO. TP-2 二見浄化センターほか水処理運転管理業務要求水準書仕様書(頁) 7・10
	回答	経済産業省等に必要な届出は受託者で実施して下さい。

3	質 問	<p>2-1-2 業務内容 (3)保守点検業務④の「一般的な防錆作業及び簡易な修理は受託者で行い」とあります。防錆作業に係る消耗品は消耗品購入費用の年間50万の中に含まれると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>図面NO. TP-2 二見浄化センターほか水処理運転管理業務要求水準書 仕様書(頁) 10</p>
	回 答	<p>貴見のとおり、消耗品購入費用で計上してください。</p>
4	質 問	<p>第2項 保守点検業務 2. 設置場所及び保守対象設備 表内⑧「藤江ポンプ場のホイストクレーンは大久保浄化センターに保管」とあります。年次点検を実施する際は藤江ポンプ場で実施する認識でよろしいでしょうか。認識通りであれば大久保浄化センターからの搬出及び結線作業は委託者にて実施すると認識してよろしいでしょうか。</p> <p>図面NO. TP-4 下水道施設クレーン設備保守点検業務特記仕様書 仕様書(頁) 2</p>
	回 答	<p>貴見のとおり、藤江ポンプ場で実施します。また、その際の搬出、結線作業は委託者で実施します。</p>
5	質 問	<p>2. 点検詳細(2)に記載の漏れ確認(1回/週)の対象施設は二見浄化センター、西岡ポンプ場のみと認識してよろしいでしょうか。</p> <p>図面NO. TP-8 下水道施設重油等地下貯蔵タンク設備保守点検業務、特記仕様書 仕様書(頁) 2</p>
	回 答	<p>該当箇所の記載に誤りがありましたので、下記のとおり修正してください。 修正前:②定期点検の委託対象施設(漏れ点検は受託者で実施) 修正後:②定期点検の委託対象施設(漏れ点検は委託者で実施)</p>
6	質 問	<p>第3条(委託料における薬品費、修繕費、消耗品購入費の清算) 薬品清算について、二見浄化センターの次亜塩素酸ソーダは清算対象外とし、船上、朝霧浄化センターは清算対象とする認識でよろしいでしょうか。</p> <p>図面NO. 契約約款別紙1</p>
	回 答	<p>貴意のとおりです。</p>
以下質問はありません。		

その他の業務については質問はありませんでした。